

意見書

平成27年10月23日

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成27年10月23日に開催した平成27年度第5回三重県公共事業評価審査委員会において県より、かんがい排水事業1箇所、湛水防除事業1箇所、および県営地域水産物供給基盤整備事業2箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) かんがい排水事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

501番 すずかがわえんがんちく
鈴鹿川沿岸地区

当該箇所は、平成4年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。

(2) 湛水防除事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

502番 にしくろべちく
西黒部地区

当該箇所は、平成4年度に事業に着手し、平成21年度に完了した事業である。

(3) 県営地域水産物供給基盤整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

503番 ふなこし
舟越

504番 かみしま
神島

503番および504番については、平成6年度に事業に着手し、平成21年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、501番、502番、503番及び504番の事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

なお、以上4事業について、今後、事業効果がより発現され地域の農水産業の振興につながるよう、担い手の確保等に努められたい。